

岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱

制定	平成24年	8月23日	岡農水第610号
一部改正	平成24年	10月1日	岡農水第881号
一部改正	平成25年	1月11日	岡農水第1279号
一部改正	平成25年	4月19日	岡農水第102号
一部改正	平成25年	6月18日	岡農水第398号
一部改正	平成26年	6月5日	岡農水第294号
一部改正	平成26年	11月20日	岡農水第993号
一部改正	平成27年	6月2日	岡農水第367号
一部改正	平成27年	7月2日	岡農水第479号
一部改正	平成28年	6月21日	岡農水第456号
一部改正	平成29年	4月1日	岡農水第762号
一部改正	平成30年	4月1日	岡農水第650号
一部改正	令和元年	9月2日	岡農水第654号
一部改正	令和2年	6月1日	岡農水第184号
一部改正	令和3年	6月1日	岡農水第213号
一部改正	令和4年	5月16日	岡農水第135号

(趣旨)

第1条 次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、就農初期段階における青年就農者の所得確保及び経営安定化を図るため、予算の範囲内において農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国事業実施要綱」という。）、農業次世代人材投資事業の運用について（平成24年5月31日農産第321号岡山県農林水産部長通知）、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 資金の交付を受けることができるのは、令和3年度までに国事業実施要綱別記1に定める農業次世代人材投資事業で採択された者（以下「交付適格者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

(1) 市税を完納していない者。

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金等の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者。

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行し、平成24年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月11日から施行し、平成25年1月末までの就農報告分から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月18日から施行し、平成25年度の給付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月5日から施行し、平成26年度の給付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月20日から施行し、平成26年9月24日岡山市基本構想策定後の申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月2日から施行し、平成27年度の給付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。なお、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。なお、平成30年3月28日付け29経営第3494号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の様式第7号、様式第7-1号、様式第3号-1についてはこの通知による改正後を適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日より施行し、改正後の岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。なお、平成31年4月1日付け30経営第3058号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日より施行し、改正後の岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。なお、令和2年4月1日付け元経営第3229号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、改正後の岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。なお、令和3年3月30日付け2経営第3016号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の様式第4号、様式第6号、様式第7号、様式第7-1号については、この通知による改正後を適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行し、改正後の岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。なお、令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。